

## 指定製造場相続等届出書の作成要領

- 1 この申請書は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する政令 72 条 8 項の規定により同法第 80 条第 1 項の規定による酒税軽減対象製造場の指定を受けたものとみなされた製造場ごとに作成して、遅滞なく当該製造場所轄税務署長に提出してください。
- 2 「免許年月日」及び「免許酒類の品目別及び条件」欄は、品目別に昭和 47 年 5 月 15 日以降、酒類の製造の免許を受けた年月日順に記載してください。
- 3 「前 1 年間の品目別製造数量」欄は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間の製造数量を 2 による品目別に記載してください。
- 4 「製造場の状況」欄は、次によって記載してください。
  - (1) 「土地・建物」欄は、土地については製造場敷地の面積を、建物については製造場建物の種類（仕込蔵、びん詰場、倉庫等）ごとに構造（鉄筋コンクリート造等）及び床面積
  - (2) 「酒類の製造、貯蔵用機械器具等」欄は、別紙として、適宜の用紙に酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具及び容器を詳細に記載し、添付してください。
  - (3) 「製造又は貯蔵能力」欄は、
    - イ 連続式蒸留機を設置する製造場については、当該連続式蒸留機の 1 日当たりアルコール生産能力（アルコール分 100 度換算）
    - ロ ビール製造場については、後発酵槽の貯酒能力（貯酒期間を 55 日貯酒が 8 か月、45 日貯酒が 3 か月として、年間の回転率を算出し、後発酵槽の合計収容数量にこの回転率を乗じて計算する。）
    - ハ 上記以外の製造場については、貯蔵容器の合計収容数量